



福岡医発第538号(地)
令和元年5月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

依存症専門医療機関の選定について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、依存症については、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の専門医療機関・専門医の不足などから、依存症患者が必要な支援を受けていない状況があるとして、厚生労働省より、各都道府県知事及び指定都市市長に対し、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」）を整備するよう通知されております。

今般、福岡県保健医療介護部、北九州市保健福祉局及び福岡市保健福祉局より、本県において、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について、別紙「選定要綱」に基づき専門医療機関を選定する旨、通知がありました。

選定については、別添の県内の各精神科病院（100 病院）及び標榜科目に「精神科」「心療内科」がある医療機関（402 機関）に対して、福岡県、北九州市及び福岡市より直接、公募案内が送付されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

なお、治療拠点機関の選定は、選定された専門医療機関のうちから選定することとされており、後日、本会に推薦依頼が行われる予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

公印省略

3 1 健 第 6 号
令和1年5月8日

公益社団法人 福岡県医師会 会長 殿

福岡県保健医療介護部長

依存症専門医療機関の選定に関する周知について（依頼）

本県の精神保健医療福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり各精神科病院管理者及び標榜科目に「精神科」、「心療内科」がある医療機関の管理者に対し通知しますので、お知らせします。

また、標記機関の選定について、貴会会員各位に周知いただきますよう併せてお願いいたします。

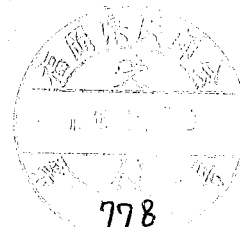
福岡県保健医療介護部健康増進課

こころの健康づくり推進室 精神保健班

担当：師岡

TEL：092-643-3265 FAX：092-643-3271

E-mail morooka-h5748@pref.fukuoka.lg.jp



各精神科病院管理者 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室長

依存症専門医療機関の選定について

本県の精神保健医療福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について、平成29年6月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（別紙参照）に基づき、本県においても「福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」を策定し、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の3依存症について、まずは依存症専門医療機関の選定を行うこととしました。

依存症専門医療機関として選定された場合、本県のホームページ等で周知する他、当該医療機関は対象となる依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができます。

つきましては、県内（北九州市・福岡市を除く）に所在地を有し、依存症専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、申請書及び添付書類を下記により提出していただきますようお願いいたします。

記

○提出書類（各1部）

- ・申請書類・・・様式1号「福岡県依存症専門医療機関選定申請書」

（記載にあたっては記載要領を参照し、適宜関係書類の写しを添付してください。）

（様式 県ホームページ掲載場所）

健康・福祉＞こころの健康＞こころの健康

「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」

（URL）<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/izonsoyo.html>

○提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室

○提出期限

令和1年6月28日（金）

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部健康増進課

こころの健康づくり推進室 精神保健班

TEL：092-643-3265 FAX：092-643-3271

各医療機関管理者 殿

(標榜科目に「精神科」、「心療内科」がある医療機関)

福岡県保健医療介護部健康増進課

こころの健康づくり推進室長

依存症専門医療機関の選定について

本県の精神保健医療福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について、平成29年6月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(別紙参照)に基づき、本県においても「福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」を策定し、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の3依存症について、まずは依存症専門医療機関の選定を行うこととしました。

依存症専門医療機関として選定された場合、本県のホームページ等で周知する他、当該医療機関は対象となる依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができます。

つきましては、県内(北九州市・福岡市を除く)に所在地を有し、依存症専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、申請書及び添付書類を下記により提出していただきますようお願いいたします。

記

○提出書類(各1部)

- ・申請書類・・・様式1号「福岡県依存症専門医療機関選定申請書」

(記載にあたっては記載要領を参照し、適宜関係書類の写しを添付してください。)

(様式 県ホームページ掲載場所)

健康・福祉>こころの健康>こころの健康

「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」

(URL) <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/izonsyo.html>

○提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室

○提出期限

令和1年6月28日(金)

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部健康増進課

こころの健康づくり推進室 精神保健班

TEL: 092-643-3265 FAX: 092-643-3271

福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本県における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「国要綱等」という。）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

(実施主体及び地域要件)

第2条 専門医療機関の選定は、福岡県知事（以下「知事」という。）がこれを行い、県内（北九州市及び福岡市を除く）に所在地を有する保険医療機関について選定する。

- 2 北九州市長及び福岡市長が選定した専門医療機関については、知事も選定したものと取り扱う。
- 3 北九州市長及び福岡市長が選定を解除した専門医療機関については、知事も選定を解除したものと取り扱う。
- 4 治療拠点機関の選定は、知事がこれを行い、第一項及び第二項により選定された専門医療機関のうちから選定する。

(申請手続き)

第3条 専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、申請書（様式1号）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。

- 2 前項の申請書類は、福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室において受付を行う。

(選定の要件)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。

- 2 国が前項に定める基準を改正した場合は、知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。
- 3 前項の結果、専門医療機関及び治療拠点機関が改正後の基準を満たさなくな

った場合は、知事は選定を解除する。

(審査)

第5条 知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の条件を満たしていると認められる場合は、当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。

3 知事は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 知事は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書（様式2号）により選定したことを通知する。

2 知事は、第2条第1項の規定により専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合は、速やかに北九州市及び福岡市にその旨を通知する。

(公表)

第7条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、福岡県のホームページ上に掲載すること等によって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関及び治療拠点機関は、知事に対して速やかに辞退届（様式3号）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式4号）を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関及び治療拠点機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。

4 知事は、前二項の規定により専門医療機関及び治療拠点機関の選定の解除を行った場合は、速やかに北九州市及び福岡市にその旨を通知する。

(要綱の見直し)

第10条 本要綱を変更しようとする場合は、事前に北九州市及び福岡市と事前に協議する。

(附則)

本要綱は、平成31年4月25日から適用する。

福岡県依存症専門医療機関選定申請書

保険医療機関	フリガナ										
	名 称										
	医療機関コード										
	所在地	(〒 -)									
		電話 ()									
メールアドレス											
開 設 者	氏 名 または 名 称										
	法人の場合	代表者職名					代表者氏名				
	住 所 または 所在地	(〒 -)									
電話 ()											
標榜している診療科目											
対象の依存症(複数選択可)		1. アルコール			2. 薬物			3. ギャンブル等			
福岡県知事 殿 上記のとおり選定されたく、添付書類を添えて申請する。 年 月 日 開 設 者 住所または所在地 氏名または名称(代表者氏名) 印											

(記載要領)

- 1 「保険医療機関の名称」は必ず正式名称を記載すること。
- 2 標榜している診療科目が複数ある医療機関については、依存症治療に主として関係する診療科目のみで差し支えないこととする。
- 3 申請には、下記も併せて提出すること。
 - ・ 依存症専門医療機関の選定申請…別紙1

(別紙1)

○依存症専門医療機関

※記載にあたっては、【記載要領】を参照し、適宜関係書類の写しを添付すること。

(1) 精神保健指定医または公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医

氏名	免許登録番号	登録年月日	常勤・非常勤の別	非常勤1週間 延勤務時間数	該当にするものに○	
					精神保健 指定医	学会認定 専門医

(2) 依存症の医療の概要

① 専門性を有した医師が担当する入院医療の概要

依存症種別	担当医師名	入院医療の概要(別紙資料の添付可)

② 認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療の概要

依存症種別	外来医療の概要(実施プログラムのマニュアルや、患者・家族への配布資料等を添付すること)

(3) 依存症にかかる研修の受講状況

- ①「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
(国立病院機構久里浜医療センターが「依存症治療指導者養成研修」として実施するもの)

職種	氏名	研修名称	受講年月日

- ②「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
(福岡県または福岡県から委託を受けた事業主体が「依存症医療研修」として実施するもの)

職種	氏名	研修名称	受講年月日

- ③重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修

職種	氏名	研修名称	受講年月日

- ④依存症集団療法の算定対象となる研修

職種	氏名	研修名称	受講年月日

(4) 依存症にかかる診療実績

① 専門性を有した医師が担当する入院医療の診療実績(直近3か年)

依存症種別	平成()年度		平成()年度		平成()年度		備考
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
アルコール健康障害							
薬物依存症							
ギャンブル等依存症							

② 認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療の診療実績(直近3か年)

依存症種別	平成()年度		平成()年度		平成()年度		備考
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
アルコール健康障害							
薬物依存症							
ギャンブル等依存症							

(5) 診療実績を報告する責任者

責任者氏名	
-------	--

(6) 依存症関連問題に対する相談機関、医療機関、民間団体、依存症回復支援機関等との連携状況(実績)

① 相談機関との連携状況(実績)

相談機関の名称	連携内容

② 医療機関との連携状況(実績)

医療機関の名称	連携内容

③ 民間団体(自助グループ等を含む。)との連携状況(実績)

民間団体の名称	連携内容

④ 依存症回復支援機関との連携状況(実績)

回復支援機関の名称	連携内容

⑤ 上記以外の連携状況(実績)

名称	連携内容

【記載要領】(別紙1・専門医療機関)

全ての項目

- ・注記がない場合を除き、全ての欄の記載が必要。
- ・記載する欄の行が不足する場合は、必要に応じて追加すること。

(1) 精神保健指定医または公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医

- ・該当する資格に関し、厚生労働省発行の精神保健指定医証の写しまたは公益社団法人日本精神神経学会発行の精神科専門医認定証の写しを添付すること。

(2) 依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など 依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療の概要

- ・入院医療を行っている場合は①に、外来医療を行っている場合は②に記載すること。
なお、入院医療と外来医療の両方を行っている場合は①と②の両方に記載すること。

(3) 依存症にかかる研修の受講状況

- ・研修受講修了証等の写しを添付すること。
なお、選定を希望する依存症の種別と、受講修了者がいる研修の種別は、必ずしも一致することを要しない。

(4) 依存症にかかる診療実績

- ・入院医療を行っている場合は①に、外来医療を行っている場合は②に記載すること。
なお、入院医療と外来医療の両方を行っている場合は①と②の両方に記載すること。
- ・選定を希望する依存症の種別に応じて、直近の3か年の実績を記載すること。
なお、依存症治療を開始したのが今年からであるなど、実績を記載できない場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ・外来医療の場合、実人員及び延人員の欄は、それぞれ、プログラムの参加者数について記載すること。また、複数のプログラムを実施している場合は、全てのプログラムの合計参加者数を記載すること。

(6) 依存症関連問題に対する相談機関、医療機関、民間団体、依存症回復支援機関等との 連携状況(実績)

- ・①～④は必ず記載しなければならない。
なお、連携内容の例としては、「定期的な会合」「カンファレンス」「依存症患者の紹介」などがある。
- ・①～④以外の機関等と連携している場合は、⑤に記載すること。

様式 2 号

第 号
年 月 日

住所又は所在地
医療機関名及び代表者名

福岡県知事 印

選定通知書

福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱（以下、「要綱」という。）
第 2 条に基づき、下記のとおり（専門医療機関・治療拠点機関）に選定することとなっ
たので、要綱第 6 条に基づき通知する。

記

保険医療機関名称	
保険医療機関所在地	
対象の依存症	
留意事項	・ 選定の対象となる依存症を明示することで、依存症専門医療機関又は依存症治療拠点であることを公告することができる。 ・ 要綱第 4 条及び第 9 条の規定に基づき選定の解除を行うことがある。なお、選定基準に適合しなくなった場合は、速やかに辞退届（様式 3 号）を提出しなければならない。 ・ 専門医療機関にあっては、依存症の診療の実績について、県が指定する治療拠点機関又は県に報告しなければならない。

様式 3 号

年 月 日

辞退届

福岡県知事 殿

住所または所在地

医療機関名及び代表者名

年 月 日付け 第 号で福岡県知事から選定された依存症専門医療機関（治療拠点機関を含む。）について、下記の理由により、福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱第 4 条の選定の条件を満たさなくなったので、要綱第 9 条の規定に基づき、辞退届を提出します。

記

1 対象の依存症

2 理由

様式 4 号

第 号
年 月 日

住所または所在地
医療機関名及び代表者名

福岡県知事 印

解除通知書

福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱第 9 条（第 2 項・第 3 項）の規定に基づき、（アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症）の依存症（専門医療・治療拠点）機関への選定を解除します。

(公 印 省 略)
北九保障精第104号
令和1年5月8日

公益社団法人福岡県医師会
会 長 松田 峻一良 様

北九州市保健福祉局長 高松浩文

依存症専門医療機関選定公募案内の送付について

平素より、北九州市の保健福祉行政につきまして、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

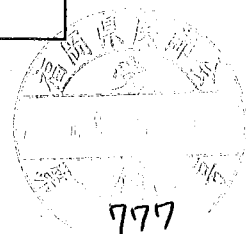
さて、依存症専門医療機関の整備については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知が発出されているところですが、本市においてもアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の3依存症について、依存症専門医療機関の選定を行うこととしました。

つきましては下記のとおり公募案内を送付いたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 送付先 | 北九州市内の精神科・心療内科のある病院及び診療所 |
| 2 送付予定日 | 令和元年5月10日以降
※一次締め切りは令和元年6月末を予定 |
| 3 添付資料 | 公募案内文（案） |

北九州市保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課
課長 安藤 卓雄
TEL 093-582-2439 FAX 093-582-2425



北九保障精第 号
令和元年 月 日

病院管理者 各位

北九州市保健福祉局障害福祉部
精神保健福祉課長 安藤 卓雄

依存症専門医療機関の選定について

平素は本市の精神保健医療福祉行政についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

依存症専門医療機関の整備については、平成 29 年 6 月 13 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知が発出されているところですが、本市においても「北九州市依存症専門医療機関選定要綱」を策定し、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の 3 依存症について、依存症専門医療機関の選定を行うこととしました。

依存症専門医療機関として選定された場合、対象となる依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができます。

つきましては市内に所在地を有し、依存症専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、申請書及び添付書類を下記提出先まで提出をお願いします。

なお、選定の公募締め切りは令和元年 6 月末日としており、次回以降の公募については、決まり次第お知らせいたします。

記

1 申請書様式

別添様式にてご提出ください。 ※データが必要な場合はご連絡ください。

2 提出先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課
事業調整係

担当：高野

TEL 093-582-2439 FAX 093-582-2425

shoujirou_takano01@city.kitakyushu.lg.jp

北九州市依存症専門医療機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本市における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「国要綱等」という。）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

(実施主体及び地域要件)

- 第2条 専門医療機関の選定は、北九州市長（以下「市長」という。）がこれを行い、北九州市内に所在地を有する保険医療機関について選定する。
- 2 福岡県知事及び福岡市長が選定した専門医療機関については、市長も選定したものとして取り扱う。
 - 3 福岡県知事及び福岡市長が選定を解除した専門医療機関については、市長も選定を解除したものとして取り扱う。

(申請手続き)

- 第3条 専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、市長に対し、申請書（様式1号）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。
- 2 前項の申請書類は、北九州市保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課において受付を行う。

(選定の要件)

- 第4条 専門医療機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。
- 2 国が前項に定める基準を改正した場合は、市長は、既に選定された専門医療機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。
 - 3 前項の結果、専門医療機関が改正後の基準を満たさなくなった場合は、市長は選定を解除する。

(審査)

- 第5条 市長は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の要件を満たしていると認められる場合は、当該保険医療機関を専門医療機関と

して選定する。

- 2 市長は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

- 第6条 市長は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関に選定した場合、速やかに選定通知書（様式2号）により選定したことを通知する。
- 2 市長は、第2条第1項の規定により専門医療機関を選定した場合は、速やかに福岡県及び福岡市にその旨を通知する。

(公表)

- 第7条 市長は、選定した専門医療機関について、北九州市のホームページ上に掲載すること等によって公表する。

(選定要件の確認)

- 第8条 市長は、選定した専門医療機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の解除)

- 第9条 第4条の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関は、市長に対して速やかに辞退届（様式3号）を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式4号）を交付する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、市長は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。
 - 4 市長は、前二項の規定により専門医療機関の選定の解除を行った場合は、速やかに福岡県及び福岡市にその旨を通知する。

(要綱の見直し)

- 第10条 本要綱を変更しようとする場合は、事前に福岡県及び福岡市と事前に協議する。

(附則)

本要綱は、令和元年5月10日から適用する。

公印省略

保 予 第 216 号

令和 元年 5月 8日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡市保健福祉局長
(健康医療部保健予防課)

依存症専門医療機関の選定に関する周知について（依頼）

本市の精神保健医療福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり各精神科病院管理者及び標榜科目に「精神科」、「心療内科」がある医療機関の管理者に対し通知しますので、お知らせします。

また、標記機関の選定について、貴会会員各位に周知いただきますよう併せてお願いいたします。

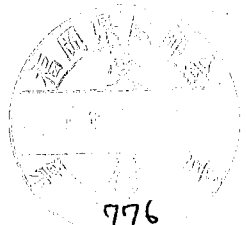
福岡市保健福祉局健康医療部

保健予防課 精神保健福祉係

担当：塩川，宮本

TEL：092-711-4377 FAX：092-733-5535

E-mail：hokenyobo.PHWB@city.fukuoka.lg.jp





各精神科病院管理者 殿

福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課長

依存症専門医療機関の選定について

本市の精神保健医療福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について、平成29年6月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づき、本市においても「福岡市依存症専門医療機関選定要綱」を策定し、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の3依存症について、依存症専門医療機関の選定を行うこととしました。

依存症専門医療機関として選定された場合、当該医療機関は対象となる依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができます。

つきましては、依存症専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、申請書及び添付書類を下記により提出していただきますようお願いします。

なお、依存症治療拠点機関については、福岡県内で選定された依存症専門医療機関のうちから、「福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」に基づき、福岡県知事が選定することとなっておりますので、併せてお知らせいたします。

記

○送付書類

- ・福岡市依存症専門医療機関選定要綱
- ・様式1号「福岡市依存症専門医療機関選定申請書」一式
- ・(参考)福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱
- ・(参考)平成29年6月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

○提出書類

- ・申請書類・・・様式1号「福岡市依存症専門医療機関選定申請書」一式

(記載にあたっては記載要領を参照し、適宜関係書類の写しを添付してください。)

※様式につきましては、後日、市ホームページにも掲載予定です。

○提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課

○提出期限

平成31年6月28日(金)

【問い合わせ先】

福岡市保健福祉局健康医療部

保健予防課 精神保健福祉係

TEL : 092-711-4377 FAX : 092-733-5535

E-mail : hokenyobo.PHWB@city.fukuoka.lg.jp



保 予 第 216 号
令和 元年 5 月 日

各医療機関管理者 殿

(標榜科目に「精神科」、「心療内科」がある医療機関)

福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課長

依存症専門医療機関の選定について

本市の精神保健医療福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について、平成29年6月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づき、本市においても「福岡市依存症専門医療機関選定要綱」を策定し、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の3依存症について、依存症専門医療機関の選定を行うこととしました。

依存症専門医療機関として選定された場合、当該医療機関は対象となる依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができます。

つきましては、依存症専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、申請書及び添付書類を下記により提出していただきますようお願いします。

なお、依存症治療拠点機関については、福岡県内で選定された依存症専門医療機関のうちから、「福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」に基づき、福岡県知事が選定することとなっておりますので、併せてお知らせいたします。

記

○送付書類

- ・福岡市依存症専門医療機関選定要綱
- ・様式1号「福岡市依存症専門医療機関選定申請書」一式
- ・(参考) 福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱
- ・(参考) 平成29年6月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

○提出書類

- ・申請書類・・・様式1号「福岡市依存症専門医療機関選定申請書」一式
(記載にあたっては記載要領を参照し、適宜関係書類の写しを添付してください。)
※様式につきましては、後日、市ホームページにも掲載予定です。

○提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課

○提出期限

平成31年6月28日(金)

【問い合わせ先】

福岡市保健福祉局健康医療部

保健予防課 精神保健福祉係

TEL : 092-711-4377 FAX : 092-733-5535

E-mail : hokenyobo.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市依存症専門医療機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本市における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「国要綱等」という。）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

(実施主体及び地域要件)

- 第2条 専門医療機関の選定は、福岡市長（以下「市長」という。）がこれを行い、福岡市内に所在地を有する保険医療機関について指定する。
- 2 福岡県知事、北九州市長が選定した専門医療機関については、市長も選定したものとして取り扱う。
 - 3 福岡県知事及び北九州市長が選定を解除した専門医療機関については、市長も選定を解除したものとして取り扱う。

(申請手続き)

- 第3条 専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、市長に対し、申請書（様式1号）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。
- 2 前項の申請書類は、福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課において受付を行う。

(選定の要件)

- 第4条 専門医療機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。
- 2 国が前項に定める基準を改正した場合は、市長は、既に選定された専門医療機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。
 - 3 前項の結果、専門医療機関が改正後の基準を満たさなくなった場合は、市長は選定を解除する。

(審査)

- 第5条 市長は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の条件を満たしていると認められる場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医

療機関として選定する。

- 2 市長は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 市長は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関に選定した場合、速やかに選定通知書(様式2号)により選定したことを通知する。

- 2 市長は、第2条第1項の規定により専門医療機関に選定した場合は、速やかに福岡県及び北九州市にその旨を通知する。

(公表)

第7条 市長は、選定した専門医療機関について、福岡市のホームページ上に掲載すること等によって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 市長は、選定した専門医療機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関は、市長に対して速やかに辞退届(様式3号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書(様式4号)を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、市長は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。
- 4 市長は、前二項の規定により専門医療機関の選定の解除を行った場合は、速やかに福岡県及び北九州市にその旨を通知する。

(要綱の変更)

第10条 本要綱を変更しようとする場合は、事前に福岡県及び北九州市と協議する。

(附則)

本要綱は、令和 元年 5月 7日から適用する。

障 発 0 6 1 3 第 4 号

平成 2 9 年 6 月 1 3 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けていない状況にある。我が国の依存症対策について、アルコール健康障害に関しては、平成 26 年 6 月 1 日に施行されたアルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）に基づき、平成 28 年 5 月 31 日に、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定された。本計画の数値目標として、全ての都道府県において、アルコール依存症者に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を 1 カ所以上定めることが明記されている。薬物依存症に関しては、平成 28 年 12 月 14 日に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、再犯防止推進法には、犯罪をした薬物依存症者等について、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている。ギャンブル等依存症に関しては、平成 28 年 12 月 26 日に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 115 号。以下「IR 推進法」という。）が公布・施行された。IR 推進法案に対する衆議院内閣委員会（平成 28 年 12 月 2 日）及び参議院内閣委員会（平成 28 年 12 月 13 日）の附帯決議において、ギャンブル等依存症対策を抜本的に強化することが求められている。

厚生労働省においては、平成 26 年度より、依存症に対応することのできる医療機関の確保を図るとともに、関係機関間の連携を強化し、患者・家族

への相談支援及び啓発のための体制を充実するなどの地域連携支援体制を構築するために、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」を実施してきた。平成 29 年度からは、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）において、医療機関や関係機関が相互に有効かつ緊密に連携し、包括的な支援を提供し地域におけるニーズに総合的に対応する「依存症対策総合支援事業」を実施する。

今般、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関（以下「依存症専門医療機関」という。）及び治療拠点となる医療機関（以下「依存症治療拠点機関」という。）に関する考え方や選定基準を下記のとおり定めたので、都道府県等におかれては、本通知を踏まえ、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の拡充、依存症医療の均てん化並びに関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備されたい。

なお、医療機関の広告については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規制を受けるものであり、この点については、医政局と協議済みである。

また、本通知は、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」の 3. 事業の内容（1）①の医療提供体制の本文に記載のある「別に定める基準」であることを申し添える。

記

1. 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の考え方について

- (1) 都道府県等において、別紙の選定基準を満たす依存症専門医療機関を選定し、選定した依存症専門医療機関のうち、依存症治療拠点機関を 1 箇所又は複数箇所選定する。選定基準を満たさなくなった場合には選定を取り消すこととする。なお、選定し、又は選定を取り消した際には、速やかに当職まで報告されたい。
- (2) 依存症専門医療機関は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症を対象の依存症とする。ただし、全ての対象の依存症について依存症専門医療機関の選定基準を満たしている必要はなく、全ての対象の依存症について治療を行っていない場合であっても依存症専門医療機関

として選定して差し支えない。選定する際には、診療対象の依存症についても併せて選定することとし、選定した際には、都道府県等のホームページ等で周知することとする。依存症治療拠点機関についても同様の取扱いとする。

- (3) 依存症専門医療機関は、依存症専門医療機関の選定基準を満たすそれぞれの依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができる。また、依存症治療拠点機関は、依存症治療拠点機関の選定基準を満たす場合に、依存症治療拠点機関であることを広告することができる。広告への記載に当たっては、診療対象とする依存症を併せて必ず明示するものとする。(例：依存症専門医療機関（アルコール健康障害）、依存症専門医療機関（薬物依存症）、依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症）、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/薬物依存症）、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/ギャンブル等依存症）、依存症専門医療機関（薬物依存症/ギャンブル等依存症）、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/薬物依存症/ギャンブル等依存症）。依存症治療拠点機関も同様の取扱いとする。)
- (4) 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定基準については、事業の実施状況を踏まえ、関係機関と協議の上、適宜見直していくこととする。

2. 留意事項

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定に当たっては、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」の 3. 事業の内容（1）依存症地域支援体制推進事業に記載する事業の実施が望ましいが、当該事業の実施が必須の要件となっているものではない。

別紙 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関 選定基準

1. 依存症専門医療機関の選定基準

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
 - ①アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
 - ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ②アルコール健康障害に係る研修
 - ・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
 - ③薬物依存症に係る研修
 - ・依存症集団療法の算定対象となる研修
- (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。
- (5) 当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

2. 依存症治療拠点機関の選定基準

- (1) 依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。
 - ①都道府県等内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を

取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。

②都道府県等内において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。

③都道府県等内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。

④当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が 1 名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも 1 名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。

障 発 〇 六 一 三 第 二 号

平 成 二 九 年 六 月 一 三 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

依存症対策総合支援事業の実施について

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症対策の推進については、かねてから格段の御配慮を賜っているところであるが、各地域における一層の依存症対策の推進を図るため、今般、別紙のとおり「依存症対策総合支援事業実施要綱」を定め、平成二九年四月一日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、別紙の三．事業の内容（１）①の医療提供体制の本文の「別に定める基準」については、別途、通知する。

依存症対策総合支援事業実施要綱

1. 事業の目的

これまで、アルコール健康障害、薬物依存症については、急性中毒や離脱症状、その他の関連する身体疾患に対する医療提供を行ってきた。さらに、アルコール健康障害、薬物依存症、いわゆるギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）については、一部の専門医療機関において、依存症そのものの回復を目的にした治療を行っており、公的機関における相談・指導や知識の普及、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行っているほか、「依存症治療拠点機関設置運営事業の実施について」（平成26年3月31日障発0331第54号）、「依存症家族対策支援事業の実施について」（平成27年5月22日障発0522第3号）及び「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業の実施について」（平成27年5月22日障発0522第5号）に基づき、事業を実施してきたところである。依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（患者本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいこと。）や依存症の専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない状況にある。

このため、本事業は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）において、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、市町村、民間団体・回復施設、保護観察所等が相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた包括的な支援を提供することで、依存症患者、依存症に関連する問題（健康障害、虐待、DV、借金、生活困窮等）を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者及びその家族等（以下「依存症患者等」という。）の地域におけるニーズに総合的に対応することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、実施主体は事業の一部を外部に委託することができる。

3. 事業の内容

都道府県等は、次に掲げるものについて、地域の実情に応じて必要な施策を実施することとする。

なお、都道府県等は、事業の実施に当たって必要となる人員を配置することができるものとする。

（1）依存症地域支援体制推進事業

地域における依存症の支援体制を構築するため、当事者を含む民間団体（自助グループ等を含む。以下同じ。）や医療機関をはじめとした関係機関による検討会を開催し、次の事項について協議する。

① 医療提供体制

依存症患者が適切な医療を受けられるようにするため、別に定める基準に基づく、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関するそれぞれの専門医療機関の選定及び医療機関間の連携方法等について協議する。なお、都道府県等において選定された専門医療機関のうち治療拠点となる医療機関を1カ所又は複数箇所選定し専門医療機関の連携の拠点とすること。

② 相談支援体制

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点（以下「相談拠点」という。）を設けるとともに、当該相談拠点と関係機関との連携方法等について協議する。相談拠点を設けるに当たっては、次の点に留意すること。

（ア）関係機関と連携し対応するため、依存症相談員を配置すること。

（イ）アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症関連問題に関する相談窓口であることを明示し、周知すること。（明示例：アルコール健康障害関連お悩み相談窓口、薬物依存症関連お悩み相談窓口、ギャンブル等依存症関連お悩み相談窓口等）

（ウ）民間団体を含む関係機関と十分な連携をとる体制ができていること。

③ 地域支援計画

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する、それぞれの地域支援計画を策定することが望ましい。

地域支援計画の作成に当たっては、都道府県等は、依存症患者等の状況、地域の社会資源や支援の実施状況に関する情報収集とそれらの評価に努め、地域支援計画に反映させること。

なお、都道府県のアルコール健康障害の地域支援計画については、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第13条に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」の策定をもってアルコール健康障害の地域支援計画に代えることができる。

（2）連携会議運営事業

依存症患者等に対する包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的とし、都道府県等が指定する機関（精神保健福祉センター等）が中心となり、定期的に関係機関による連携会議を開催する。連携会議の開催に当たっては、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症それぞれに関係する機関が異なる場合には分科会を設けることが考えられる。

（3）依存症専門相談支援事業

相談拠点において、（1）の②の（ア）及び（イ）の体制の確保に努め、相談者の状況に応じた適切な相談・指導を含めた依存症に関する支援を実施する。

なお、支援の実施に当たっては、医療機関や民間団体、地域の社会資源の状況の把握に努めること。

(4) 依存症支援者研修事業

依存症患者等に対する支援を行う人材を養成することを目的として、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成29年6月13日障発0613第1号）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」に基づき、依存症対策全国拠点機関で実施する指導者養成研修等を参考にするとともに、指導者養成研修を受講した者等を活用し、次の研修を実施する。

① 依存症相談対応研修

依存症患者等への相談支援を行う者を対象とした、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症それぞれの特性を踏まえた相談支援に関する研修。

② 依存症医療研修

精神科医療機関（依存症治療を専門としない医療機関を含む。）や精神科医療機関以外の医療機関（内科診療所や救急医療機関等を含む。）に勤務する医療従事者を対象とした、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に起因する精神症状の対応等に関する研修。また、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修。

③ 地域生活支援研修

依存症患者等の早期発見・早期介入を目的に、潜在的に依存症患者等に対応する機会がある生活の支援を行う者（市町村職員、民生委員、保護司、福祉事務所職員、ハローワーク職員、障害福祉サービス事業所職員、介護職、地域包括支援センター職員、薬剤師、栄養士など）を対象とした、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症それぞれの特性を踏まえた支援の研修。

(5) 普及啓発・情報提供事業

依存症患者等が依存症であるという認識を持ちにくいことや依存症患者等が社会からの差別・偏見を恐れて相談・治療につながりにくくなっているという課題の解決を目的として、依存症は誰もがなり得る「疾患」であること等を周知する普及啓発活動を行う。（例：小冊子・リーフレットの作成及び配布、市民向けフォーラムの開催等）

また、情報の不足から必要な支援につながない者に、精神保健福祉センター等の相談場所等を周知するなど、利用可能な社会資源について情報提供を行う。

なお、これらの取組を行うに当たっては、支援機関や当事者だけでなく、関連事業を実施する民間団体の活用について検討すること。

(6) 依存症の治療・回復支援事業

精神保健福祉センター等において、アルコール依存症や薬物依存症などの物質関連障害や、ギャンブル等依存症などの行動嗜癖障害を対象として、SMARPPをはじめとした集団治療回復プログラムを実施する。プログラムの実施においては、地域の特性に応じたプログラムを使用し、依存症からの回復を目指す多くの者にプログ

ラムを提供できるよう努めること。事業の実施に当たっては、民間団体と連携を図ること。

なお、開催に当たっては、会場の設営等において話しやすい雰囲気が醸成されるように努めること。

(注) SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program)

… 覚せい剤依存症の治療を目的に開発されたプログラム。現在は、その一部を改変し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症を対象にしたプログラムが実施されている。患者が自らの飲酒、薬物使用、ギャンブル等に至る考え方や行動パターンの分析を促し、飲酒、薬物使用、ギャンブル等から自らを避ける具体的な方法を見つけられるようにする集団療法。

(7) 依存症患者の家族支援事業

精神保健福祉センター等において、依存症患者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムのほか、家族会や講演会（家族教室）の開催、個別の相談支援等を行う。事業の実施に当たっては、民間団体と連携を図ること。

なお、開催に当たっては、会場の設営等において話しやすい雰囲気が醸成されるように努めること。

4. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で、本事業全体の経費の半分について国庫補助を行うことができるものとする。

5. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、依存症患者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

6. その他

本事業の実施に当たっては、厚生労働科学研究データベースや国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における研究の成果物を含めた専門的な知見を活用すること。